

新規就農者受入れのための市町村段階の支援事業について

福島県青年農業者等育成センター(令和元年6月1日現在)

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
福島市	週末ファーマー体験講座	野菜栽培に興味がある方、新たに農業経営を始めたい方	畑で農作物を生産し、出荷するまでの実地体験及び講座	毎年度4月上旬から下旬	10名	—	農業企画課 TEL:024-525-3726
	農業経営講演会	新規就農を目指す方、農業に興味がある方、農業経営者等	農業の魅力及び成功する農業経営の秘訣を学ぶ講演会	1月初旬頃	100名	—	
	農地流動化支援事業(新規就農者対象分)	新規就農者(農地法に基づく農地の利用権を得た者) ※対象農地は、福島市農業振興地域内の農用地区域の農地	・農地法(第3条)に基づき貸借した農地の年間賃料の1/2(年間上限100千円、最長3年間) ・同法に基づき所有権を有した場合、10a当たり20千円(年間上限200千円)	随時	—	—	
伊達市	伊達市新規就農者支援事業(農地賃借料補助、農業機械・施設整備補助)	1 伊達市に住所を有すること 2 市税等を滞納していないこと 3 認定新規就農者であること 4 申請時に50歳未満であること	農地賃借料補助 農地賃借料の1/2以内(上限5万円、1万円/10a) ※農地の所有者が3親等以内の親族である場合は対象外 農業機械・施設整備補助 50万円以上の機械・施設導入経費の3/10以内(上限50万円)	随時	予算範囲内	—	農政課農業担い手係 TEL:024-573-5635
	伊達市新規就農者支援事業(農業後継者支援)	1 伊達市に住所を有すること 2 市税等を滞納していないこと 3 認定農業者であること 4 共同経営の場合、家族経営協定を締結していること 5 就農後3年未満であること	農業後継者支援 就農定着のための資金を交付(月額3万円～、最長1年間交付)	随時	予算範囲内	—	
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者家賃補助)	1 伊達市に住所を有してから3年以内であること 2 市税等を滞納していないこと 3 経営を開始した認定新規就農者または農の雇用事業研修生で50歳未満であること 4 市営住宅でないこと 5 親族が所有する住宅でないこと	月額家賃の1/2(上限3万円/月) 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者については、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内	—	
	伊達市新規就農者支援事業(移住就農者生活支援)	1 伊達市に住所を有してから3年以内であること 2 市税等を滞納していないこと 3 経営を開始した認定新規就農者で50歳未満の者	就農定着のための資金を交付(月額6万円～、最長2年間交付) 農業次世代人材投資資金の交付を受ける者については、交付要件をすべて満たす月の前月まで交付	随時	予算範囲内	—	
	伊達市認定農業者等大型特殊免許取得補助金	1 伊達市に住所を有すること 2 市税を滞納していないこと 3 認定新規就農者又は認定農業者 3 市内教習所利用	教習費用の50%以内を補助(上限5万円) ※農耕車限定の解除は対象外	随時	予算範囲内	—	
桑折町	桑折町新規就農者経営活動支援金事業	以下の条件を全て満たす者 ・桑折町内に住所を有すること ・町内に新規に就農したものであること ・年齢満40歳以下であること ・農業に年間150日以上従事すること	○経営活動支援金支援期間 3年 ○場所 町内 ○支援内容 新規就農者支援金として年額6万円を3年間にわたって助成金を交付する	随時	予算範囲内	—	産業振興課農林振興係 TEL:024-582-2126
国見町	国見町経営開始支援資金貸付制度	・町が認定就農者と認められた者 ・国見町に居住している者 ・Uターン、新規学卒者は18歳以上40歳未満 ・新規参加者は18歳以上50歳未満 ・就農開始が1年以内	・貸付額 70万円以内 ・貸付内容 新規就農に必要な技術の習得、条件整備等に要する資金 ・償還 貸付から5年後の経営が一定の要件を満たしていると町長が認めた場合は償還免除 資金利用は1回のみ	随時	若干名	—	産業振興課産業振興係 TEL:024-585-2986
二本松市	二本松市新規就農者研修支援事業	新規就農者(市外からの転入者で市内で新たに農家として経営を始める満18歳から満50歳までの者)又は、農業後継者(市内に居住し、自家農業経営の後継者として農業を継承する者であって、満18歳から満50歳までの者)を農業技術習得に取り組む研修者として受け入れ、農業技術を指導する団体に対し、二本松市担い手育成総合支援協議会が審査し、市長が適当と認めた団体に対し補助金を交付する。	(1)新規就農者の研修期間中の居住確保のための家賃補助・・・月額家賃の半額(ただし月額25千円限度) (2)新規就農者の研修期間中の安定した生活の維持のための生活費補助・・・1人につき月額70千円 (3)新規就農者及び農業後継者に対して農業技術指導をする受入農家の確保のための技術指導費補助・・・1人につき月額30千円 (4)補助事業を実施するために要する事務費用の一部を補助・・・1団体年額50千円	予算内締め切り	—	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/	産業振興課 TEL:0243-55-5116
本宮市	認定農業者育成事業補助金	認定農業者を含む団体、組織、経営規模を拡大する認定農業者(個人)	新規就農者を含む場合は補助率(2/10)を1割増(3/10)。他補助事業を併せて活用する場合は事業費総額の(4/10)以内(機械購入補助)	4月下旬～6月下旬	—	—	農政課 TEL:0243-24-5385
大玉村	大玉村農業後継者育成事業	大玉村内に居住し、農業に従事し将来農業経営を継承する20歳以上50歳までの者で、貸付審査会の認定を受けた者。	大玉村が融資預託し農協が行う農業後継者育成資金に対し利子補給を行う。 1)大玉村農業後継者資金貸付事業 ・融資事業主体:JAふくしま未来大玉支店 ・貸付条件:農業経営に必要な種苗、家畜、資材、機械及び施設の設置(土地の購入を除く。)等に要する経費 ・貸付金額:総事業費の80%以内 ・限度額:(一般)500万円(特認)1,000万円 ・貸付利率:農業近代化資金貸付利率に0.5%を加えた額 ・償還期限:10年以内(うち据置期間2年以内) 2)農業後継者資金利子補給事業 ・利子補給額:農業近代化資金基準金利プラス1%と後継者負担率との差額を農協に利子補給する。	春:4/17～5/15秋:10月頃(予定)	—	https://www.vill.otama.fukushima.jp/	産業課農政係 TEL:0243-24-8107
郡山市	農業参入支援事業	都市部の就農希望者	「新・農業人フェア」を出展時に郡山市へ定住、就農情報を提供する	—	—	—	農業政策課 TEL:024-924-2201
	こおりやま園芸カレッジ	新たに園芸で郡山市内に就農する18歳以上60歳以下の方	・野菜・花卉の栽培技術を学ぶ研修会 ・年間155日 ・農業次世代人材投資資金(準備型)対応	平成31年度研修生を平成30年12月中旬から平成31年1月中旬まで募集	3名程度	https://www.city.koriyama.fukushima.jp/index.html 郡山市ウェブサイトから「郡山園芸カレッジ」で検索	園芸振興センター TEL:024-957-2880
田村市	新規就農奨励事業	以下の要件を全て満たす者 ・田村市内に住所を有する者 ・田村市長より就農計画の認定を受けた者	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年を経過したときに100千円、3年を経過したときに100千円の計300千円を支援金として交付する。最長3年(ただし、農業次世代人材投資資金(経営開始型)を受給している者は除く。)	通年	—	—	産業部農林課農政係 TEL:0247-81-2511
三春町	三春町新規就農者応援給付金	・青年等就農計画の認定を受けた者 ・認定時の年齢が65歳未満の者	認定時に30万円、認定から1年経過したときに20万円、2年経過したときに10万円を交付する。	通年	3名	http://www.town.miharafukushima.jp/	産業課 TEL:0247-62-2112

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
小野町	夢のある農業者育成推進事業	○対象者 ・新規就農者及び転職者Uターン者等 ・農業研修生に対しても新規就農者と同様に扱うものとする ○年齢条件あり 50歳以下	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年経過したときに200千円、3年を経過したときに300千円の計600千円を支援金として交付する	通年	制限なし	http://www.town.ono.fu.kushima.jp/	産業振興課 TEL:0247-72-6935
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業	【新規就農者営農準備資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定農業者または45歳以上65歳未満の独立就農者で農地の権利を有して1年以内の者 ・農業次世代人材投資資金の受給者ではない者 ・過去に経営開始支援資金を借受けていない者	研修に必要な旅費、図書等購入費、資格取得にかかる経費、育苗や資材の購入費、機械・施設のリース料、農具やパソコン類購入費 ※農業経費に関するものに限る ※農具は原価償却の対象となる資産を除く ○貸付限度額 50万円以内	随時	5名程度	—	産業部農政課農政係 TEL:0248-88-9138
		【親元就農者設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定就農者で就農区分が親元就農の者 ・農業次世代人材投資資金の受給者ではない者	農業経営の確立に必要な機械及び施設の購入費 ※農業経営以外への汎用性が低いものであること。 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)				
		【岩瀬きゅうり設備導入資金】 以下の要件を全て満たす者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定就農者または45歳以上65歳未満で農地の権利を有して1年以内の者 ・10a以上のきゅうり栽培で独立就農する者	きゅうり栽培に必要な設備にかかる経費 ○設備費用の3/10以内(最大50万円以内)				
	移住新規就農者家賃支援補助事業	以下の要件を全て該当する者 ・貸家の賃貸借契約を締結している者 ・須賀川市内に住所を有する者 ・須賀川市内に転入して3年以内である者 ・賃貸住宅に居住し、間借り利用していない者 ・借家等の所有者と3親等以内でない者 ・世帯全員に市税の滞納がない者 ・須賀川市暴力団排除条例に該当しない者 ・世帯全員が他の家賃手当等の給付を受けていない者	初年度申請から2年間 ○新規就農者1世帯につき支払った家賃月額1/2(3万円)以内	5名程度	—	—	—
岩瀬きゅうり担い手育成事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上45歳未満の者 ・心身とも健康な者 ・須賀川市農業公社と雇用契約ができる者 ・研修終了後、須賀川市に居住し、きゅうり農家として就農する意欲のある者	(研修内容) ・農作業 農業公社が行う定植、肥培管理、収穫、調整作業等の農作業に従事 ・農産加工 農業公社が行う農産加工や商品販売に従事 ・きゅうり栽培の実地研修 きゅうりを栽培する認定農業者のもとで、定植から出荷までの一定期間、きゅうりの栽培に従事 ・各種研修会への参加 福島県が主催する研修会等へ参加 (研修条件・待遇) ・研修時間 8時30分～17時15分 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない ・休日・休暇 土日・祝日 ※きゅうり栽培の実地研修はこの限りではない ・給与及び通勤手当を支給 ○給与 日当6,700円 ○通勤手当 通勤距離に応じて月額最大12,000円	平成31年4月上旬～6月中旬	1名	—	—	
鏡石町	農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)町上乗せ補助	農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)受給者	準備型・経営開始型ともに給付金の1/10	随時	不定	https://www.town.kaga.miishi.fukushima.jp/	産業課 TEL:0248-62-2118
天栄村	農業経営者育成資金利子補給	村内に居住し、現在農業に従事して、農業経営を実質的に経営する者	農業経営者育成資金に対する利子補給償還元金の1%の額	適宜相談	—	—	産業課 TEL:0248-82-2117
石川町	新規就農希望者への就農相談	新規就農者への就農相談を実施 ・対象者は、町内で就農する農業者であれば年齢等条件は不問	就農相談及び情報提供	随時	—	—	産業振興課農政係 TEL:0247-26-9126
	新規就農者経営確立支援事業	下記の要件を全て満たすもの ・石川町に住所を有する18歳以上45歳未満である者 ・町長より就農計画の認定を受けた者で5年以上就農することが確実である者 ・最低1年間の生活費に相当の貯蓄がある者	① 研修教育費の助成(1年間限度) ・新規参入者:5万円/月 ・Uターン者、新規学卒者:2万円/月 ② 農地借地料の助成(3年間限度) ・農地借地料の80% ③ 農業機械・施設リース料の助成(3年間限度) ・農業経営開始に必要な機械・施設を導入したリース料の1/2上限20万円/年 ④ 住宅賃貸借料の助成(3年間限度) ・住宅を借りて就農する際の住宅等賃料の80%助成(上限24,000円/月)	通年	不定	—	
玉川村	施設園芸参入支援事業補助金	村内に在住者で新規施設園芸参入者及び認定農業者	ビニールハウス設置に要する経費の1/2で上限162万円(税込)	前半10月～12月	予算範囲内	—	産業振興課 TEL:0247-57-4627
			① 農地の賃借料1/2を5年間奨励金として交付	随時	不定		
			② 経営開始後、最初に取得した施設等にかかる固定資産税相当額を3年間奨励金として交付	随時	不定		

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例	(1)心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が概ね18歳以上50歳未満の者、又は概ね18歳以上50歳未満の共同経営を行う者が3名以上農業経営に参画する者 (2)近代的農業経営を維持・管理する能力又は経験を有する者 (3)前各号に満たない者であって、特に村長が認めた者	③ 農用地等の購入資金及び経営開始年度から2年以内に借入れた家畜導入資金に対し、その借入額の1/5、5,000千円を限度に補助金を交付する	随時	不定	—	産業課農林管理係 TEL:0247-55-3115
			④ 農業経営に必要な資金として借入れた制度資金の利子について、その3/5を借入年度から7年間利子補給する 対象となる制度資金の限度額は5,000千円	随時	不定		
			⑤ 土地、施設等の斡旋	随時	不定		
			⑥ 村長が特に必要と認めた場合は、農業機械のリースを行う	随時	不定		
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金	認定新規就農者	青年等就農計画に基づき、農業経営の規模拡大及び作業効率の向上・省力化等のために導入する100万円以上の農業用機械、農業用施設設備等を購入する場合、対象経費の10分の1、50万円を上限とし補助する。	通年		http://www.town.asakawa.fukushima.jp/	農政商工課 TEL:0247-36-1183
古殿町	戦略的産地づくり総合支援事業	認定新規就農者 営農組織法人	農業関連設備整備に対し、補助率7/10の補助を行う	随時	予算範囲内	http://www.town.furudono.fukushima.jp/	産業振興課 TEL:0247-53-4613
白河市	がんばる農業後継者励励金	・後継者として就農または経営の移譲を受け、専従的に農業に従事している45歳未満の農業者のうち、下記のいずれかに該当する者。 (1)農業経営改善計画の認定を受けた者 (2)認定農業者世帯で、新規に家族経営協定を締結した者 (3)青年農業士、または指導農業士の認定を受けた者	・農業後継者励励金 1人当たり5万円	随時	—	—	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2224
	がんばる新規就農者支援事業	・補助金の交付の対象は、白河市から農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の給付を受けている者とする。	・新規就農者が、その経営が不安定な就農初期段階において、安定的かつ計画的に営農に臨めるよう、自ら定めた経営目標の達成のために必要な農業用機械等を導入する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 ・補助金の額は、交付対象者1人(夫婦で青年等就農給付金の給付を受けている者にあつては1組。)につき、150万円とする。ただし、交付対象経費の額が150万円に満たない場合は、当該交付対象経費の額を補助金の額とする。 ・この補助金の交付を受けて農業用機械、農業用施設等を購入する場合にあつては、重複して他の補助金の交付を受けてはならない。	随時 (予算額に達し次第終了)	5名	—	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2224
	人・農地相談センター支援事業	・市内の農業従事者 ・白河市内での就農を希望する者	・農業経営力強化に関する相談、農地の貸借に関する相談、認定農業者になりたい、集落営農等の組織化・法人化を進めたい、新たに農業を始めたい、などの相談に専門指導員が応じる。 ・集落説明会の開催、地域での話し合いへの参加、営農指導、「多面的機能支払交付金」申請等の事務手続きの支援を行う。	随時	—	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000213.html	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2224
	しらかわ農業未来塾の活動支援	しらかわ農業未来塾 ・市内の新規就農者 ・原則年齢が満50歳未満である者で構成	・しらかわ農業未来塾では、青年就農者を対象とした経営に関する学習会、先進農業施設・先輩農家への視察研修など随時行っている。 ・市内の新規就農者を対象に、しらかわ農業未来塾の活動を周知し、若手の農業者同士のつながりを深め、地域で知識や情報を共有することを目的とし、参加を促す。	随時	—	—	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2224
	白河市フロンティア農業アクション支援事業	・市内に住所を有する農業者を構成員として含む農業者団体。(市内の認定農業者である農業法人も構成員として含めます。) ・市内の農事組合法人 ・市から他に団体補助を受けていない団体・法人	・農業者で組織する団体等が農作業の省力化による経営改善を推進するとともに、次世代を担う農業者に農業技術を継承することを目的として、農業の先進技術や取組などを視察研修する活動に対して補助するもの。 ・日帰り視察研修:上限 1,500円/人(白河市内に住所を有する農業者・法人) ・宿泊を伴う視察研修:上限 6,000円/人(白河市内に住所を有する農業者・法人) ※視察研修に参加するために支払う1人当たりの参加負担金の額が補助上限額に満たない場合は、当該参加負担金の額を補助金額とします。	随時	—	—	産業部農政課 (農業振興係) TEL:0248-22-1111 内線2225
西郷村	西郷村新規就農者支援事業	西郷村長より就農計画の認定を受けた西郷村内在住者	機械整備、研修、資格取得等への支援(最大、60万円、1回限り)	随時	若干名	http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/	産業振興課 TEL:0248-25-1116
鮫川村	鮫川村新規就農支援住宅(未来の担い手住宅)	鮫川村において、農業の担い手として鮫川村青年等就農計画の認定を受け、定住する意思のある就農者。 ※就農者の年齢が50歳に達した場合、又は居住期間が5年を経過する場合は退去しなければならない。	貸付料:月額10,000円 (資格者以外の貸付料は、別料金) 構造:木造瓦葺平屋 面積154.02㎡	随時	1	http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page001538.html	農林商工課 0247-49-3113
会津若松市	戦略的農業経営確立支援事業(施設園芸農業経営支援事業)	生産者団体生産者(新規就農者含)	○アスパラガス、トマト、キュウリ、イチゴ、トルコギキョウ、ミニトマトの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費の一部を支援 ・補助率 新規就農者の割合 3/10(上限100万円) ○上記6品目の施設栽培における灌水用の井戸の掘削にかかる費用の一部を支援 ・補助率 新規就農者の場合 3/10(上限6万円)	随時	—	—	農政課 TEL:0242-39-1253
猪苗代町	猪苗代町新規就農事業	・町外から転入し、本町農業に従事する意欲を十分に持っている概ね60歳未満の者 ・町新規就農者認定審査会が認める先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者 ・5か年の営農計画書(就農計画書)を提出し、町長が町認定就農者と認めた者(町新規就農者認定審査会において審査する) ・補助期間は、新規就農事業補助対象者となつてから3年以内 ・補助金の交付を受けてから5年以内に離農した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合がある。	《新規就農者住宅賃借料補助事業》 住宅・農作業場の家賃1か月の2分の1以内(上限25千円)の補助 《新規就農者農地賃借料補助事業》 農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき設定された賃借権の賃借料の2分の1以内(上限10a当たり10千円)の補助 《新規就農者研修補助事業》 1経営体1か月50千円	随時	予算範囲内	—	農林課 TEL:0242-62-2116

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
喜多方市	新規就農者経営確立支援事業	①農業次世代人材投資事業(準備型)または農の雇用事業の対象とならない50歳未満の就農希望者 ②就農希望者又は認定新規就農者 ③認定新規就農者 ④就農希望者又は認定新規就農者 ⑤農業次世代人材投資事業(経営開始型)の対象とならない50歳未満の認定新規就農者(農家後継者等) ⑥市外より新規参入した認定新規就農者	① 就農準備段階の研修期間を支援 5万円/月(上限10月、1年間) ② 農地賃借料に要する経費を支援 農地賃借料の80%以内(上限30万円、3年間) ③ 小農具や小規模な圃地整備を支援 事業費の1/2以内(上限50万円) ④ 住宅賃借料に要する経費を支援 家賃月額80%以内(上限27千円/月、3年間) ⑤ 経営開始初期段階を支援 ○1年目:5万円/月×上限10月 ○2年目:4万円/月×上限10月 ○3年目:3万円/月×上限10月 ⑥ 空き家の改修等に要する経費を支援 平地:事業費の1/2以内(上限750千円) 中山間地:事業費の2/3以内(上限1,000千円)	随時	—	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/noushin/797.html	産業部農業振興課 TEL 0241-24-5277
	"来て見て触れて"きたかた農業研修・生活体験事業	喜多方市外在住の方で、喜多方市での就農や農村への定住をお考えの方	○交通費・宿泊費助成のある農業研修・生活体験 ① はじめての喜多方体験コース 喜多方での就農や移住を考えている方を対象とした2泊3日の農業体験 ② みっちり喜多方農業研修コース 本気で就農を考えている方を対象とした2泊3日以上1週間程度の短期研修	①6月 ②4月～11月	①5名程度 ②のべ10名程度	別途ホームページ開設予定	
北塩原村	北塩原村新規就農支援事業	村内の認定農業者、または水田作付面積が3ha以上の稲作農家(作業受委託含む)、もしくは農業所得が200万円を超える農家のいずれかで、その農家が18歳以上、60歳未満の就農希望者を一定期間雇用する者。	就農希望者に係る賃金及び通勤手当の定額補助 ○【補助限度額】 ○賃金・・・時給750円、もしくは日当6,000円で月額126,000円以内 ○通勤手当・・・1km当たり25円で日額500円以内	随時	予算の範囲内		農林課 TEL:0241-23-1334
西会津町	西会津町新規就農者あんしんサポート事業	以下の条件を全て満たす者 ・町外からの移住就農者または非農家からの就農者若しくは町内に住所を有する親等への親元就農者 ・18歳以上55歳未満の者 ・青年等就農計画の認定を受けた者 ・5年以上継続して就農が確実であり、青年等就農計画認定有効期間終了後1年以内に認定農業者になる意思がある者 ※親元就農者については、その他条件あり	○営農研修費の助成 ・移住による新規就農者(8万円/月 3年限度) ・町内非農家就農者(6万円/月 3年限度) ○経営安定の助成 ・移住による新規就農者(8万円/月 3年限度) ・町内非農家就農者(6万円/月 3年限度) ○住宅賃借料の助成 町外からの移住就農者への一部助成(2万円/月3年限度)	随時	—		農林振興課農政係 TEL:0241-45-45321
磐梯町	磐梯町農業経営資金利子補給事業	認定農業者及び認定新規就農者	農業経営資金の認定農業者利用貸付限度額1,000万円、認定新規就農者利用貸付限度額300万円に対して、農業近代化資金の基準金利の10/10を年利率として、認定農業者利用10年以内、認定新規就農者5年以内で利子補給を行う。	随時	予算の範囲内		農林課 0242-74-1217
会津坂下町	就農研修者受入支援事業	新規就農を目指す人材(Uターン希望者、親元就農)	農業法人及び認定農業者が新規就農を目指す人材(Uターン希望者、親元就農)の研修者を受け入れる際、研修者1人(1回)の受入に対し、最長7日分の受入謝礼3千円/日を支援する。	随時	予算範囲内		産業課農林振興班 TEL:0242-84-1505
湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	・村内に住所を有し、且つ居住 ・申請時点で45歳未満で、年間150日以上農業に専従 ・認定新規就農者 ・就農後5年以内に認定農業者となる意思がある者	月額10万円を36月間(3年間)補助	随時	1名(申込状況により追加も検討)	http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/	産業建設課農業振興係 TEL:0241-27-8840
	若者就農支援事業(地域おこし協力隊募集事業)	(1)平成31年4月1日現在で20歳以上、35歳以下の方 (2)申込時点で、3大都市圏内の都市地域又は地方都市(条件不利地域を除く)に在住し、採用決定後は湯川村に住民登録し、居住できる方等	湯川村で「地域おこし協力隊」として採用後、農業に従事し、農業技術、経営ノウハウを習得しながら、農業資源(田、畑、産物)を生かした商品開発や地域情報の発信をしていただき、将来的には、農業での自立・定住を目指して、研修を受けていただきます。 また、住居は、村内にある空き家を村が改修し、家賃は村が負担。引越の費用一部負担、スキルアップに必要な経費の一部負担をします。なお、当面最長3年間は地域おこし協力隊員として就農に向けた活動等を行っていただき(賃金は年額約200万円・月額約16万円)、その後は、新規就農者として国や村の就農給付金等を活用しながら就農していただきます。	採用者が決定するまで随時	1名	http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/	産業建設課商業観光係 TEL:0241-27-8831
柳津町	未来の農業を担う若者応援給付金	新規就農者	年額120万円給付	随時	若干名	http://www.town.yanaizu.fukushima.jp/	地域振興課 農林振興班 TEL:0241-42-2116
会津美里町	農業担い手支援事業補助金	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している就農後1年以内の者 ・定年退職後の申請年齢が55歳以上であって、農業を生計の中心として位置づけ、20アール以上の経営面積を5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者	対象事業 ・農機具及び設備購入費、農地賃借料、苗木肥料等の資材購入費 * 対象経費の10/10以内(限度額50万円以内)	随時	予算範囲内		
	新規就農者育成奨励金事業	(就農者補助) 以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が55歳未満であって、農業の生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者 (研修受入補助) 就農者補助の交付要件を全て満たす就農者の研修を受け入れる、本町に住所を有する農業者	対象事業 ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者及び研修受入農家に対し資金を交付(就農者補助) ・農家の跡取りの新規就農者に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては月10万円 ・新たに町に居住し夫婦で新規就農した場合は月15万円 * 補助対象期間 36か月を限度(研修受入補助) ・就農者の研修を受入れる、本町に住所を有する農業者に対し月1万円 * 補助対象期間12か月を限度	随時	予算範囲内	http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/	産業振興課農政係 TEL:0242-55-1191
三島町	三島町農産事業基金(新規就農支援事業等資金)	認定新規就農者	・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。 ・貸付期間は10年以内(うち償還猶予期間2年以内) ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還(ただし、繰り上げ償還することができるものとする) ・貸付限度額は300万円	随時	人数の定めなし	http://www.town.mishima.fukushima.jp/	産業建設課産業係 TEL:0241-48-5566
	農業者支援育成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者、農業法人、集落営農等	・農業機械、生産資材等への補助。 ・10万円を超えるものに対し、購入費用の1/2以内かつ30万円を上限に補助。 ・平成30年度の予算額は298万円。	随時	予算額以内で制限なし		

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
金山町	工場等雇用奨励金事業	以下の項目すべてに該当する事業主 ・交付の対象となる従業員を常用従業員として雇用し、引き続き6か月以上雇用すること ・雇用保険適用事業主 ・納期到来分の個人住民税や法人住民税を完納している人 ・賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け町の要請により提出することができること	新規就労者(就農を含む)を雇用した事業者に対して5万円を交付します。	—	—	—	復興観光課復興政策係 TEL: 0241-54-5203
	資格取得支援事業	・満年齢が50歳未満で金山町内に住所を有する方又は金山町に永住を希望する方で3年以内の定住の意思がある方 ・平成28年4月1日以降に資格を取得され、講習等に係る受講料等の支払いを行った方 ※国家公務員、地方公務員は除きます。 ※福島県狩猟免許、2級小型船舶操縦士(消防団分団長の推せんが必要)については、年齢制限なし。	○対象経費 ・資格試験等の受講料及び登録免許料や、資格取得に必要な能力を取得するための講習等の受講料など ※勤務先から資格取得に対する手当等を受けているときは、手当等に相当する額を対象経費から差し引きます。 ※資格取得の日から前後1年以内のものに限ります。 ○対象資格など ・大型自動車免許、危険物取扱者(甲・乙種)、社会福祉士、食品営業許可、福島県狩猟免許(第二種銃猟免許を除く)、2級小型船舶操縦士など ○交付金額 ・支援金の交付額は、上限10万円とし対象経費の1/2 ・就労に必要な資格等が複数ある場合、対象経費を合算できます。 ・支援金の交付は1人につき年度で1回限りです。	—	—	—	
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を目指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○研修期間 1年 ○研修場所 村内農家 ○研修内容 宿根カスミソウの栽培及び経営計画 ○研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミソウ苗の購入代金の1/2助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の1/2(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2(上限1万円、3年間) その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4/1～10/末	2組	http://www.vill.showa.fukushima.jp/	産業建設課産業係 TEL: 0247-57-2117
下郷町	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業(農業次世代人材投資資金受給者を除く)						
	1.新規就農者研修支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上50歳未満の者	○1人当たり月額8万円を助成する。最長1年間(年2回交付) ・交付条件 研修終了後、町内で新規に就農が見込まれる者	随時	上限は定めていない		産業課農政係 TEL: 0241-69-1188
	2.新規就農者経営支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上55歳未満で50歳以上55歳未満の者は配偶者又は20歳以上の同居の親族を有する者	○1人当たり月額10万円を助成する最長3年間(年2回交付) ・交付条件 町内に居住し、5年以上営農の継続が見込まれる者 ※ただし、農業経営継承者(親元就農含む)の場合は、上記金額の1/2の額を給付する。	随時	上限は定めていない	http://town.shimogo.fukushima.jp/	
	3.新規農業経営法人化支援事業	①下郷町認定農業者 ②下郷町集落営農団体	○登記申請時の費用(登録免許税) 上限15万円を助成する(会社形態による)新規農業法人等設立時に交付 ・交付条件 町内に居住し、10年以上営農の継続が見込まれる法人	随時	上限は定めていない		
4.農地利用集積推進事業	1月1日から12月31日までの間に3年以上の利用権の設定をした者	年数に応じて助成金単価が定められており、認定新規就農者の場合、その助成金単価に5,000円上乘せられる。	—	—	—		
只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上65歳以下の者であって、18歳以上65歳以下の同居の親族がいる者 ・町内に居住し、就農計画の認定後、10年以上当該就農計画に基づき、就農することが確約できる者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	随時	予算の範囲内による		農林建設課農林係 TEL: 0241-82-5230
	只見町新規農業参入者支援事業(農業経営支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	期間は、5年間で、国及び県の補助事業により導入した施設、農業機械等導入の初期投資額を5年間分割で助成	随時	予算の範囲内による	http://www.town.tadami.lg.jp/lifeguide/cat01/cat3/000028.html	
	只見町新規農業参入者支援事業(農用地借料支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	借受農地の小作料相当額を5年間助成	随時	予算の範囲内による		
	只見町農業振興事業(重点振興作物新規栽培者支援)	重点振興作物を新規に栽培開始する認定農業者、認定新規就農者、生産組合等	新規栽培に係る定植苗、元肥、施設、資材等の初期経費について事業費の7/10以内(上限100万円)で補助する。	随時	予算の範囲内による		
新設町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Iターン者 経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20㎡以上栽培し農業を営む者農業経営技術研修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	随時	—		
		【初度経営支援補助金】 ・補助対象者 上記研修業務が終了した者 ・交付の条件 町内で7年以上営農の継続が見込まれる者(研修期間は除く)	【初度経営支援補助金】 ○補助金額 1組当たり年額700千円以内 ○助成期間 最長3年間	随時	—		

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
南会津町	種苗等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。 (1)新植:各戸の新植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 (2)改植:各戸の改植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 ※ただし、トマトは新植に限る	(1)新植 補助対象事業費の2/3以内(限度額1,000千円) (2)改植 補助対象事業費の1/3以内(限度額500千円)	随時	—	http://www.minamiaizu.org/	農林課農政係 TEL:0241-62-6220
	農業用資材支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代の経費を補助する ※ただし、補助対象事業費は1件あたり100千円以上とする 	(1)農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者補助対象事業費の1/4以内(限度額は300千円とし、3年に1回の申請とする) (2)3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る)補助対象事業費の1/4以内(限度額は1人につき100千円とし、同一人につき3年に1回の申請とする)	随時	—		
	重点振興作物栽培支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 (1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 (2)農業生産法人、認定農業者、3年以内に認定農業者になる見込みの者 ・要件 新規で重点振興作物を10a以上栽培する者に対し、機械・資材費を栽培初年度のみ助成する ※ただし、国県等の補助事業に採択された事業費以外とする 	(1)認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者補助対象事業費の8/10以内(限度額は1,600千円、ただし、青年就農給付金(経営開始型)受給者は800千円以内) (2)農業生産法人、認定農業者補助対象事業費の5/10以内(限度額は1,000千円)	随時	—		
	客土支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体(規約を有する団体に限る) ・補助条件 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で、10cm以上客土する場合の経費を補助する 	補助対象事業費の1/2以内(限度額3,000千円)	随時	—		
南相馬市	南相馬農業復興チャレンジ塾	南相馬市の農業の復興に関心があり、意欲のある方(※対象者は、概ね18歳~50歳程度で、市外の方でも申込可能)	研修カリキュラム 1.講師による講義 2.塾生による農業経営等の調査研究 3.先進地視察調査	随時	30名程度(継続塾生含む)		
	多様な担い手育成・確保事業	(1)新規就農給付金事業 以下の全ての要件を全て満たすもの ・市内に住所を有する者 ・市内で新たに農業を営む者 ・50歳以上65歳未満の者 ・青年等就農計画の認定を受けた者 (2)農業用機械購入支援事業 以下の全ての要件を全て満たすもの ・市内に住所を有する者 ・市内で新たに農業を営む者 ・経営面積が30a以上、又は農産物販売金額が50万円以上の者	(1)新規就農給付金事業 市内で新たに農業を営む者に対し、経営の不安定な就農初期段階を支援するため、最長3年間、年間最大48万円を交付する。 (2)農業用機械購入支援事業 市内で新たに農業を営む者が野菜作、果樹作、花き作等の畑作物の生産・流通・販売等を行うために必要な機械を導入する経費の一部を補助する。 補助率 3/4以内(最大100万円)	第1次申請受付: 令和元年5月22日 ~令和元年6月19日	不定	https://www.city.minamisoma.lg.jp/	経済部農政課振興係 TEL:0244-44-6807
広野町	広野町農業次世代人材育成奨学金	1 広野町に住所を有する者の子弟で、高等学校または農業関係の大学等に進学した者。 2 将来、広野町で就農し、農業専業農家になろうとする者。 3 心身ともに健康で、将来、農業経営者または補助者としてふさわしい資質を有する者。 4 広野町ならびに国、県または他の団体から同種類の奨学金の貸与または給与を受けていない者。 ※上記4項目全て該当する者に限る	○内容○ 広野町の農業振興と農業後継者を確保するため、その修学に必要な奨学金を貸付。就農から引き続き5年間、農業に基幹的に従事した場合や農業経営の補助者として従事した場合は返還を免除。 ○貸付金額○ 高等学校:月額10,000円 大学:月額40,000円 農業短期大学校又は道府県農業大学校:月額15,000円	通年	予算範囲内		産業振興課 TEL:0240-27-4163
檜葉町	檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金	新規就農若年夫婦への住居確保支援	町内に住宅を取得した若年夫婦や子育て世帯に対し町で奨励金を支給する。 なお、奨励金は100万円	平成32年3月31日まで			産業振興課 TEL:0240-23-6104
富岡町	平成30年度富岡町地域農林水産総合推進事業	富岡町内の農地で出荷販売を目的とする営農を行う者 ・営農計画書の提出 ・農作物共済への加入	営農再開に向けた作付実証からの移行(激変緩和)措置として40千円/10a 平成31年度以降の支援内容は未定も、縮小または廃止の方向性は未定	随時(出荷前に申請すること) 平成31年度以降は未定	予算範囲内		富岡町産業振興課 農林水産係 0240-22-9009
	富岡町定住化促進対策住宅助成事業	下記項目すべてに該当すること ●富岡町に10年以上定住することを誓約する者。 ●町内居住届を提出する者。 ●取得又はリフォームする住宅の持分を2分の1以上有する者で住宅の所有者のうち一人でない者。 ●取得又はリフォームした住宅の固定資産税の納税義務者となる者。 ●取得する住宅に定住する世帯全員に、町税等の滞納がない者。 ●過去にこの助成金交付対象者となっていない者。 ●世帯員のいずれもが富岡町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者。	●助成対象者が居住することを目的に住宅の取得(新築・建売・中古)又はリフォームするための経費であること。 ●助成金の交付回数は、申請者に対して1回限りとする。 ●当該年度内に完了する見込みのあるものとする。ただし、平成25年3月25日以降の住宅の取得又はリフォームに関しては、日付を遡り対象とする。 ●併用住宅の場合、居住面積が1/2以上であること。 ●この助成金は、住宅の取得又はリフォームした場合に交付するものとし、助成対象経費の15%又は300万円のいずれか低い額とする。なお、助成額1万円未満の端数は切り捨てるものとする。 ●国又は地方公共団体が行う補助金は、控除するものとする。(被災者生活再建支援金は、控除しない。) ●福島県外からの移住者で福島県事業の『来て ふくしま 住宅取得支援事業』に該当する場合、併せて助成金を受けることができる。(県事業と併せ最大400万円となる)	随時	予算範囲内	http://www.tomioka-town.jp/living/cat25/2018/07/003946.html	富岡町復旧課 管理係 0240-22-9008

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
川内村	川内村新規就農者支援事業助成金	助成対象者は、本村に住所を有し年齢が20歳から50歳未満で、年間150日以上就農し、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 新規参入者 非農家出身で、農業外の他産業から農地等の取得により、新たに農業経営を開始した者又は農家出身者で農業外の他産業に従事した後、自ら農地等の取得を行い、新たに農業経営を開始しようとする者 (2) Uターン者等 農家出身で、村外に居住し他産業に従事していた者で、本村に帰郷の上、就農しようとする者 (3) 農業後継者 次代の農業経営を担う就農候補者で、経営権を移譲される前の段階にある農家の後継者	新規就農者支援 単身 100,000円 夫婦 150,000円 Uターン者 50,000円 支給月は、開始月から36月を限度とする。	通年	予算の範囲内		産業振興課農政係 TEL:0240-38-2112
浪江町	浪江町移住・定住促進住宅取得補助金	平成23年3月11日時点で住民登録がない、補助対象住宅に自ら居住する補助対象住宅の所有者 3年以上継続して定住し、交付年度内に移住が完了する者	町内に住宅を建築又は購入した世帯に対し補助金を支給する。 県内からの転入者50万円 県外からの転入者150万円 (その他要件を満たせば加算あり)	平成30年11月～	予算範囲内		農林水産課農政係 TEL:0240-23-5706
葛尾村	葛尾村産業再生事業	部会等の団体	国・県の補助対象外の内容を部会等の団体に補助する。	随時	予算範囲内		地域振興課 TEL:0240-29-2111
	家畜導入事業	畜産農家	500千円/頭を上限に素牛の導入を支援する。	随時	予算範囲内		
新地町	JAふくしま未来そうま地区本部新規就農者支援相談窓口	新規就農を希望するもの	JAふくしま未来が設置した地区本部毎の相談機関として、町も構成員となり、相談支援を実施	随時	応相談		農林水産課 TEL:0244-62-2194 農業委員会 TEL:0244-62-2195
飯館村	飯館村農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	農業経営基盤強化資金の借入者に対する助成金(農業経営基盤強化資金の貸付利子に対する助成)	随時	—		復興対策課農政第一係 TEL:0244-42-1621
	次世代営農者育成事業	新規就農希望者	①農業研修講師報酬 25,000円/人・月 × 12ヶ月 ②農業研修生受入報償 75,000円 × 12ヶ月	随時	① 5名 ② 1～2名程度		
	移住・定住支援事業	・移住者 ※平成29年3月31日以降の飯館村への移住者で、平成23年3月1日時点で飯館村に住居がなくなり、飯館村内で就業することを目的とする者	1、新規就農・起業活動補助金 移住後すぐに自立して新規に就農、起業する者。 定額70,000円/人・月 × 24か月以内 2、新規就農・起業等研修活動補助金 移住後に自立して新規に就農、起業することを目指して研修等を行う者。 以下イ)～ロ)の合計で 上限1,200,000円/年 × 2年間以内 イ)技能研修補助金 75,000円/人・月 × 履修月数 ロ)就業奨励補助金 25,000円/人・月 × 最長2年間 ハ)就業準備補助金 就業又は起業によらず設備等 他補助金を除く自己負担相当額 3、新規就農・起業内容計画補助金 移住後、新規に起業・就業する意志があり、具体的な就農・起業の内容や計画が未定な者で、飯館村の活性化に繋がる新たなチャレンジ等が期待できる者。 定額100,000円/人・月 × 24か月以内	随時	5名程度		移住定住交流推進対策室 TEL:0244-42-0310
いわき市	担い手・就農支援促進事業	新規就農を希望する者	市内で就農を希望する者の就農相談に対応する	通年	—	—	農業振興課担い手支援係 TEL:0246-22-1148

JA名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
JAふくしま	担い手育成給付事業	①農業後継者(親元就農者(退職又は定年帰農者も含む))・新規就農者(親元就農以外の新規就農者、他業種からの就農者)・農業法人・2名以上の担い手が共同で農業に関連する事業を行う営農集団。 但し、対象となる後継者・新規就農者は申請時の年齢を62歳以下とする。 ②新規就農者の場合は永住組合員の推薦書を添付すること ③農業後継者、新規就農者の個人の場合は就農後5年以内。農業法人(法人設立後)、営農集団は3年以内とする。 ④事業費並びに生産販売数量・販売額についてJAで確認できる者とする。 ①農業後継者(親元就農者(退職又は定年帰農者も含む))・新規就農者(親元就農以外の新規就農者、他業種からの就農者)・農業法人・2名以上の担い手が共同で農業に関連する事業を行う営農集団。 但し、対象となる後継者・新規就農者は申請時の年齢を62歳以下とする。 ②新規就農者の場合は永住組合員の推薦書を添付すること ③農業後継者、新規就農者の個人の場合は就農後5年以内。農業法人(法人設立後)、営農集団は3年以内とする。 ④事業費並びに生産販売数量・販売額についてJAで確認できる者とする。	①給付金額 個人・団体ともに申請額の1/2以内とし50万円を上限とする。 ②給付額 4,000万円以内とする。(※1地区 × 1,000万円以内) ※管内福島・伊達・安達・そうま地区 ①農業経営の規模拡大にかかる資金 農業所得の向上を目的とした生産や新たな栽培技術(気象災害対策を含む)、特色ある商品の開発などに必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ②新規営農開始にかかる資金 新たに営農を開始するために必要な機械購入費・施設整備費・家畜や種苗の購入費・圃場条件整備費などに要する経費とする。 ③研修にかかる資金 新規就農による技術習得、新たな栽培技術等の研修に要する費用(通年を通しての営農技術習得などの研修に関するもの) ④その他、組合長が特に認める資金 上記用途のほか、本事業目的達成のため必要と認められるもの。 ⑤給付対象外とするもの 行政・JA・その他団体等からの補助を受けたものについては対象としない。但し、農業次世代人材投資事業は対象とする。農業以外への汎用性の高いものを除く。	第1期 受付5月末まで ※第2期 受付11月末まで ※地区予算の上限に達しない場合のみ。	申込多数の場合は給付金額が変更されることがある。	https://www.ja-fukushima.or.jp/	営農部 農業振興課 024-573-1303
JA夢みなみ	園芸施設拡大支援助成事業	夢みなみ農業協同組合の組合員で、主要品目のきゅうり・トマトを意欲的に面積拡大に取り組む個人(新規就農者含む)及び団体とする。	・園芸施設の新設にかかる事業 ・既存施設の規模拡大にかかる事業 ※対象主要品目(きゅうり・トマト)のみとし、雨よけ栽培・防虫ネット栽培を含むものとする。	平成31年度(令和元年度)から令和3年度	予算内であれば制限なし	https://www.ja-yumeminami.or.jp/	営農部 0248-22-5156